

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第 2 条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第 2 条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(384)の 4 ー略ー	(1)～(384)の 4 ー略ー
(385) 建築士法 二級建築 <u>19,300円</u> (昭和25年法律 土又は木 第202号) <u>第 4 条</u> 造建築士 <u>第 2 項</u> の規定に の免許手 基づく二級建築 数料 土又は木造建築 士の免許	(385) 建築士法 二級建築 <u>24,400円</u> (昭和25年法律 土又は木 第202号) <u>第 4 条</u> 造建築士 <u>第 3 項</u> の規定に の免許手 基づく二級建築 数料 土又は木造建築 士の免許
(385)の 2 及び(385)の 3 ー略ー	(385)の 2 及び(385)の 3 ー略ー
(386) 建築士法 二級建築 <u>17,900円</u> 第13条の規定に 士試験又 基づく二級建築 は木造建 士試験又は木造 築士試験 建築士試験の実 手数料 施	(386) 建築士法 二級建築 <u>18,500円</u> 第13条の規定に 士試験又 基づく二級建築 は木造建 士試験又は木造 築士試験 建築士試験の実 手数料 施
(387)～(478) ー略ー	(387)～(478) ー略ー
2 ー略ー	2 ー略ー

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																
（経営の基本） 第 2 条 電気事業の用に供する発電所の種類及び規模は、次のとおりとする。	（経営の基本） 第 2 条 電気事業の用に供する発電所の種類及び規模は、次のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電所</td> <td>合計最大出力89,120キロワット</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電所</td> <td>最大出力1,000キロワット</td> </tr> <tr> <td>風力発電所</td> <td>最大出力6,900キロワット</td> </tr> </tbody> </table>	種類	規模	水力発電所	合計最大出力89,120キロワット	太陽光発電所	最大出力1,000キロワット	風力発電所	最大出力6,900キロワット	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電所</td> <td>合計最大出力89,320キロワット</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電所</td> <td>最大出力1,000キロワット</td> </tr> <tr> <td>風力発電所</td> <td>最大出力6,900キロワット</td> </tr> </tbody> </table>	種類	規模	水力発電所	合計最大出力89,320キロワット	太陽光発電所	最大出力1,000キロワット	風力発電所	最大出力6,900キロワット
種類	規模																
水力発電所	合計最大出力89,120キロワット																
太陽光発電所	最大出力1,000キロワット																
風力発電所	最大出力6,900キロワット																
種類	規模																
水力発電所	合計最大出力89,320キロワット																
太陽光発電所	最大出力1,000キロワット																
風力発電所	最大出力6,900キロワット																
2～6 ー略ー	2～6 ー略ー																